

産業廃棄物処理計画書

2023 6月 27日

群馬県知事 あて

提出者 〒650-0015  
住 所 兵庫県神戸市中央区多聞通  
5丁目1番6号

氏 名 UCC上島珈琲株式会社  
代表取締役社長 朝田 文彦  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 078-304-8888

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	UCC上島珈琲株式会社 群馬工場
事業場の所在地	群馬県伊勢崎市北千木町1410-1
計画期間	2023年4月1日～2024年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

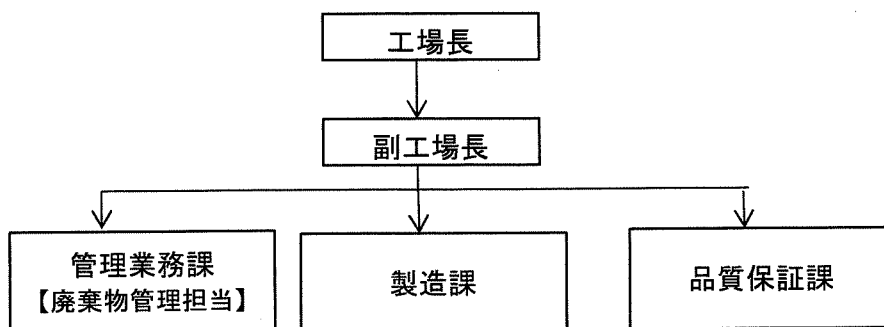
①事業の種類	大分類：製造業 中分類：飲料・たばこ・飼料製造業
②事業の規模	103,069.84 t
③従業員数	67名（社員49名・派遣社員18名）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	・動植物性残渣 肥料化 バイオマス燃料 ・汚泥 肥料化 ・廃プラスチック 破碎→梱包→燃料化 溶融→溶融スラグ 破碎→製鋼メーカーへリサイクル

（日本産業規格



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度 ( 2022 年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	動植物性残さ	汚泥
	排 出 量	7,676.80 t	646.54 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	動植物性残さ	汚泥
	排 出 量	7500 t	500 t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・廃プラスチック・・・廃棄物、有価物の分別見直し、細分化。 ゴム手袋専用ゴミ箱の設置。 一覧表を作成し全従業員へ共有
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・廃プラスチック・・・有価物化の可能な業者の探索、契約。 廃棄物保管場所を種類、処理場ごとに細分化

廃プラスチック類		廃酸		
32.18	t	t	t	t

廃プラスチック類				
30	t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（                      年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（                      年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減 量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

t	t	t	t

t	t	t	t

t	t	t	t
t	t	t	t

t	t	t	t
t	t	t	t

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（                      年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（                      2022 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	動植物性残さ	汚泥
	全処理委託量	7,676,800.00 t	646.54 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	5,732.64 t	523.39 t
	再生利用業者への 処理委託量	1,885.27 t	123.15 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	58.29 t	t
	(これまでに実施した取組)		

t	t	t	t

t	t	t	t

廃プラスチック類			
32.18 t	t	t	t
0.45 t	t	t	t
31.73 t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	動植物性残さ	汚泥
	全処理委託量	7500 t	500 t
	優良認定処理業者への処理委託量	3500 t	350 t
	再生利用業者への処理委託量	1500 t	150 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	2000 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・動植物性残渣・・・水分量削減にて処理しやすいものにし、優良認定処分業者への委託を増やす。バイオマスボイラーの計画。 ・廃プラスチック・・・燃料化等リサイクル率の高い業者との契約。ペットボトルの軽量化。有価物化の可能な業者の探索、契約。廃棄物保管場所を種類、処理場ごとに細分化		
※事務処理欄			



廃プラスチック類			
30 t	t	t	t
10 t	t	t	t
20 t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。